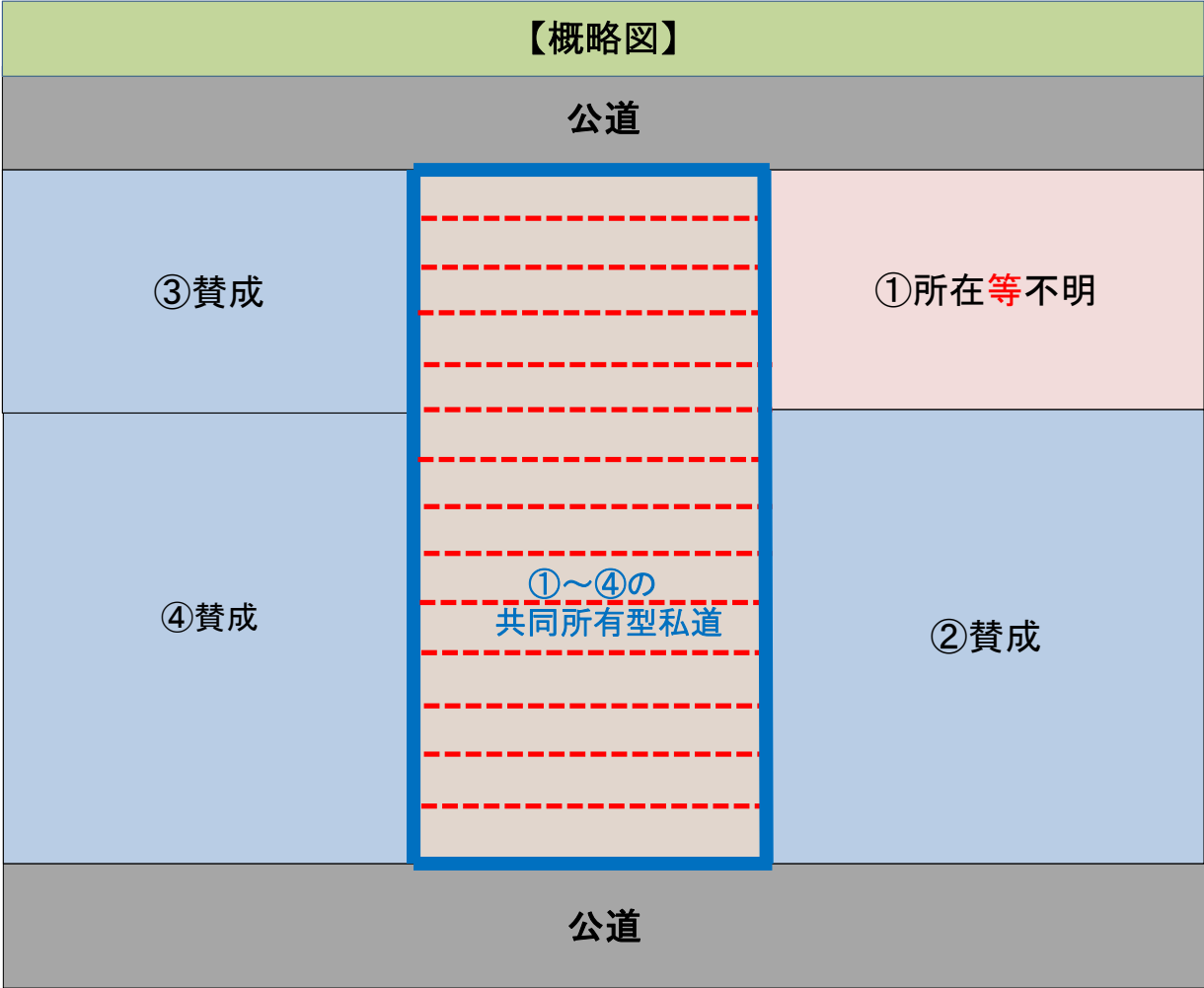


事例28 階段の新設事例

○ 坂道である共同所有型私道に階段を設置したいが、共有者の一部が所在等不明のため、工事の同意が得られない事案。

1. 私道の概要
- ・昭和60年私道築造（コンクリート舗装）
- ・延長20m, 幅4m
- ・私道は急勾配の坂道
2. 権利関係等の概要
- ・1筆の私道（下図青枠内）を①～④が共有（共有持分は各4分の1, ①は所在等不明）
3. 工事等の概要
- ・工事の実施主体は②～④
- ・下図のように、坂道である私道上に階段を設置する
- ・階段を設置すると、自動車や自転車の通行はできなくなる。



1

2 事例 2 8 階段の新設事例

3 事例のポイント

- 4 ○ コンクリート舗装された坂道として利用されている。
- 5 ○ 工事の実施主体は、②～④の共有者である。
- 6 ○ 坂道であるコンクリート道の路面の全体にコンクリートの階段を設置し、私道全
- 7 体を階段にする。

8

9 事例の検討

- 10 ○ 坂道であるコンクリート道をコンクリートの階段とする工事は、私道敷に加工を
- 11 施し、その形状を大きく変更するものといえる。
- 12 ○ 階段が設置されていない坂道と階段が設置された道とでは、道路としての機能が
- 13 異なり、坂道であれば通行できた自動車や自転車の通行が不可能になると、道路の
- 14 効用を大きく変えるものと評価できる。
- 15 ○ 以上からすると、坂道である通路の全面に階段を新設し、車両の通行をできなく
- 16 する行為は、一般に、共有物に形状又は効用の著しい変更を伴う変更を加えるもの
- 17 であり、共有者全員の同意が必要である（現行民法第 251 条、新民法第 251 条第 1
- 18 項）。

19 したがって、①の共有者から同意が得られない限り、階段を新設することはでき

20 ない。

- 21 ○ 新民法の下では、所在等不明共有者がいる場合には、所在等不明共有者以外の共
- 22 有者による変更の裁判を得ることにより、共有者全員の同意が必要な変更行為を行
- 23 うことができる（新民法第 251 条第 2 項）。

24 したがって、②～④の共有者は、裁判所の決定を得た上で、階段の新設工事を行

25 うことができると考えられる。

- 26 ○ また、②～④の各共有者は、①の共有者が有する土地の共有持分について所有者
- 27 不明土地管理命令の申立てを行うか、①の共有者について不在者財産管理人等の選
- 28 任申立てを行い、選任された管理人から、階段の設置に係る同意を得ることにより、
- 29 私道上に階段を設置することができると考えられる。

- 30 ○ さらに、本事案における各居宅と共有私道は、区分所有法上の団地に該当すると
- 31 考えられるところ、区分所有法上は、団地内にある団地建物所有者が共有する土地
- 32 に形状又は効用の著しい変更を伴う変更を行う場合であっても、団地建物所有者及
- 33 び議決権の各 4 分の 3 以上の多数による集会の決議があれば、これを行うことがで
- 34 きる（同法第 66 条、第 17 条第 1 項）。

35 したがって、区分所有法に規定する手続きを経れば、②～④の共有者の同意を得て、

36 階段を設置することができると考えられる。

- 1 ○ なお、相互持合型私道の場合には、他の者が所有する部分については、所有者の
2 承諾なく階段の設置工事を行うことができない。他の所有者は、階段の設置工事を
3 実施する場合には、①の所有者が所有する土地について所有者不明土地管理命令の
4 申立てを行うか、①の所有者について不在者財産管理人等の選任申立てを行い、選
5 任された管理人から、階段の設置に係る同意を得ることにより、私道上に階段を設
6 置する工事を実施することができると考えられる。

事例29 階段の拡幅事例

○ 共同所有型私道上の階段を拡幅したいが、共有者の一部が所在等不明のため、工事の同意が得られない事案。

1. 私道の概要

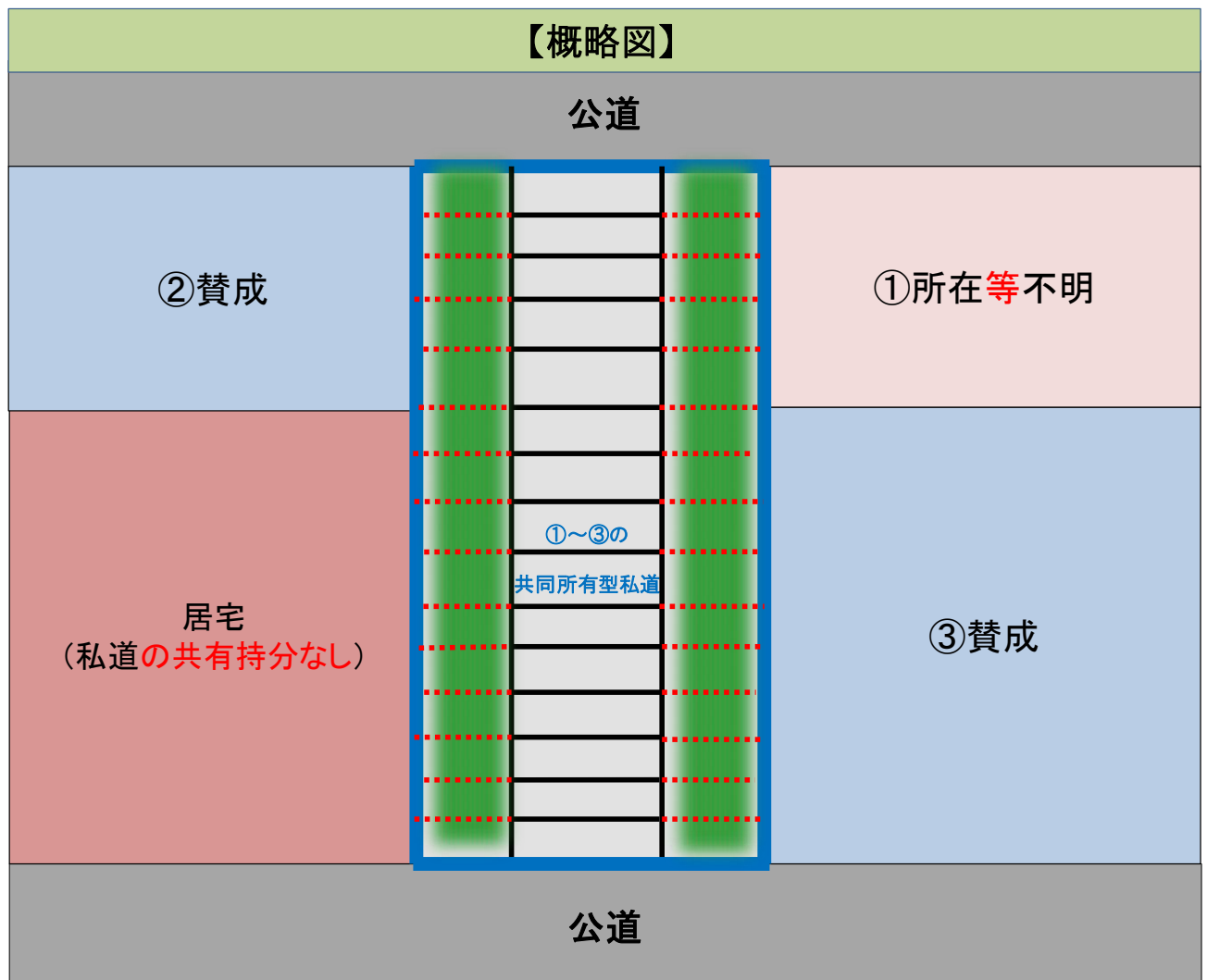
- ・昭和60年私道築造(コンクリート舗装, 階段部分の幅2m)
- ・延長20m, 幅4m
- ・階段の幅が狭く, 通行人がすれ違う際に支障がある
- ・私道の両端は未舗装で雑草が生育している

2. 権利関係等の概要

- ・1筆の私道(下図青枠内)を①～③が共有(共有持分は各3分の1, ①は所在等不明)

3. 工事等の概要

- ・工事の実施主体は②及び③
- ・下図の赤点線部分のように, 私道上の階段を2m拡幅



1

2 事例 2 9 階段の拡幅事例

3 事例のポイント

- 4 ○ 共同所有型私道上に幅 2 メートルのコンクリート階段が設置されており、その
- 5 両端には雑草が生育していた。
- 6 ○ 私道上の幅 2 メートルの階段を 4 メートルに拡幅する。
- 7 ○ 工事の実施主体は、②及び③の共有者である。
- 8 ○ 従前は雑草が生育していた階段の両端にコンクリートで階段を設置する工事を
- 9 行うことにより階段を拡幅する。

10

11 事例の検討

- 12 ○ 私道上の階段を拡幅する行為は、物理的に路面の形状を変更するものではある
- 13 が、元来、幅 2 メートルの階段を 2 メートル拡幅しても形状の変更の程度は大き
- 14 いとはいえない上、階段としての私道の機能には変更がないことから、一般には、
- 15 共有物の形状又は効用の著しい変更を伴う変更行為には当たらないと考えられ
- 16 る。
- 17 ○ 私道上の階段を拡幅することにより、階段を同時に通行できる人数が増加し、
- 18 通行の安全性が高まることから、私道の階段を拡幅する行為は、一般に、共有私
- 19 道の道路としての機能を向上させ、改良するものとして、共有物の管理に関する
- 20 事項に当たり、共有者の持分の過半数で決する（現行民法第 252 条本文、新民法
- 21 第 252 条第 1 項）。
- 22 したがって、過半数の持分を有する共有者の同意により、拡幅工事を行うこと
- 23 ができるから、①以外の共有者の同意に基づいて、工事を行うことができるもの
- 24 と考えられる。
- 25 ○ なお、相互持合型私道の場合には、他の者が所有する部分については、所有者
- 26 の承諾なく階段の拡幅工事を行うことができない。他の所有者は、階段の拡幅工
- 27 事を実施する場合には、①の所有者が所有する土地について所有者不明土地管理
- 28 命令の申立てを行うか、①の所有者について不在者財産管理人等の選任申立てを
- 29 行い、選任された管理人から、階段の拡幅に係る同意を得ることにより、私道上
- 30 の階段を拡幅する工事を実施することができると考えられる。

31

32

事例30 階段への手すり設置事例

- 共同所有型私道上の階段に手すりを設置したいが、共有者の一部が所在等不明のため、工事の同意が得られない事案。

1. 私道の概要

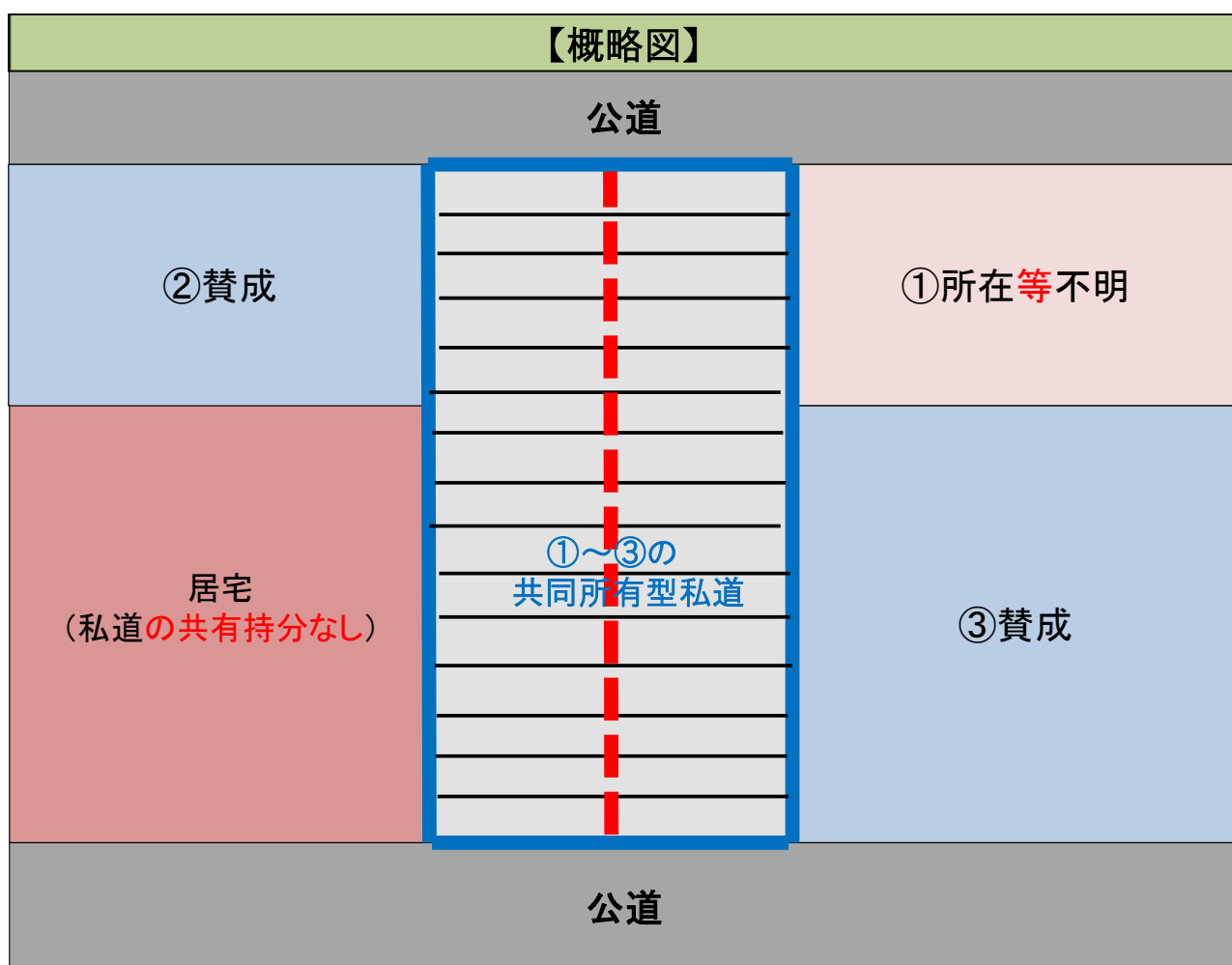
- ・昭和60年私道築造(コンクリート舗装, 全体が階段状)
- ・延長20m, 幅4m
- ・階段である私道に手すりがなく, 高齢者の通行に危険が伴っている

2. 権利関係等の概要

- ・1筆の私道(下図青枠内)を①～③が共有(共有持分は各3分の1, ①は所在等不明)

3. 工事等の概要

- ・工事の実施主体は②及び③
- ・階段である共有私道の中央部分に手すりを設置する(下図の赤点線部)



1

2 事例 30 階段への手すり設置事例

3 事例のポイント

- 4 ○ 共有私道上に階段が設置されている。
- 5 ○ 工事の実施主体は、②及び③の共有者である。
- 6 ○ 幅 4 メートルの共有私道上の階段の中心に手すりを設置する。

7

8 事例の検討

9 ○ 共有私道上の階段に手すりを設置しても、路面の形状の変更の程度は大きいと
10 いえず、階段としての効用に変更もないことから、階段に手すりを設置する行為
11 は、一般に共有物の形状又は効用の著しい変更を伴う変更行為には当たらないと
12 考えられる。

13 ○ 共有私道上の階段に手すりを設置することで、高齢者や子ども等が転倒を防止
14 することができるなど、階段としての利便性が向上することから、階段への手す
15 りの設置行為は、共有物を改良するものとして共有物の管理に関する事項に当た
16 り、共有者の持分の過半数で決する（現行民法第 252 条本文、新民法第 252 条第
17 1 項）。

18 したがって、過半数の持分を有する共有者の同意により、手すりの設置工事を
19 行うことができるから、①以外の共有者の同意に基づいて、工事を行うことがで
20 きるものと考えられる。

21 ○ なお、相互持合型私道の場合には、他の者が所有する部分については、所有者
22 の承諾なく手すりの設置工事を行うことができない。他の所有者は、手すりの設
23 置工事を実施する場合には、①の所有者が所有する土地について所有者不明土地
24 管理命令の申立てを行うか、①の所有者について不在者財産管理人等の選任申立
25 てを行い、選任された管理人から、手すりの設置に係る同意を得ることにより、
26 手すりを設置する工事を実施することができると考えられる。

27

28

事例31 ゴミボックスの新設事例

- 共同所有型私道上に近隣住民が利用するゴミボックスを設置したいが、共有者の一部が所在等不明で同意を得られない事¹⁾

1. 私道の概要

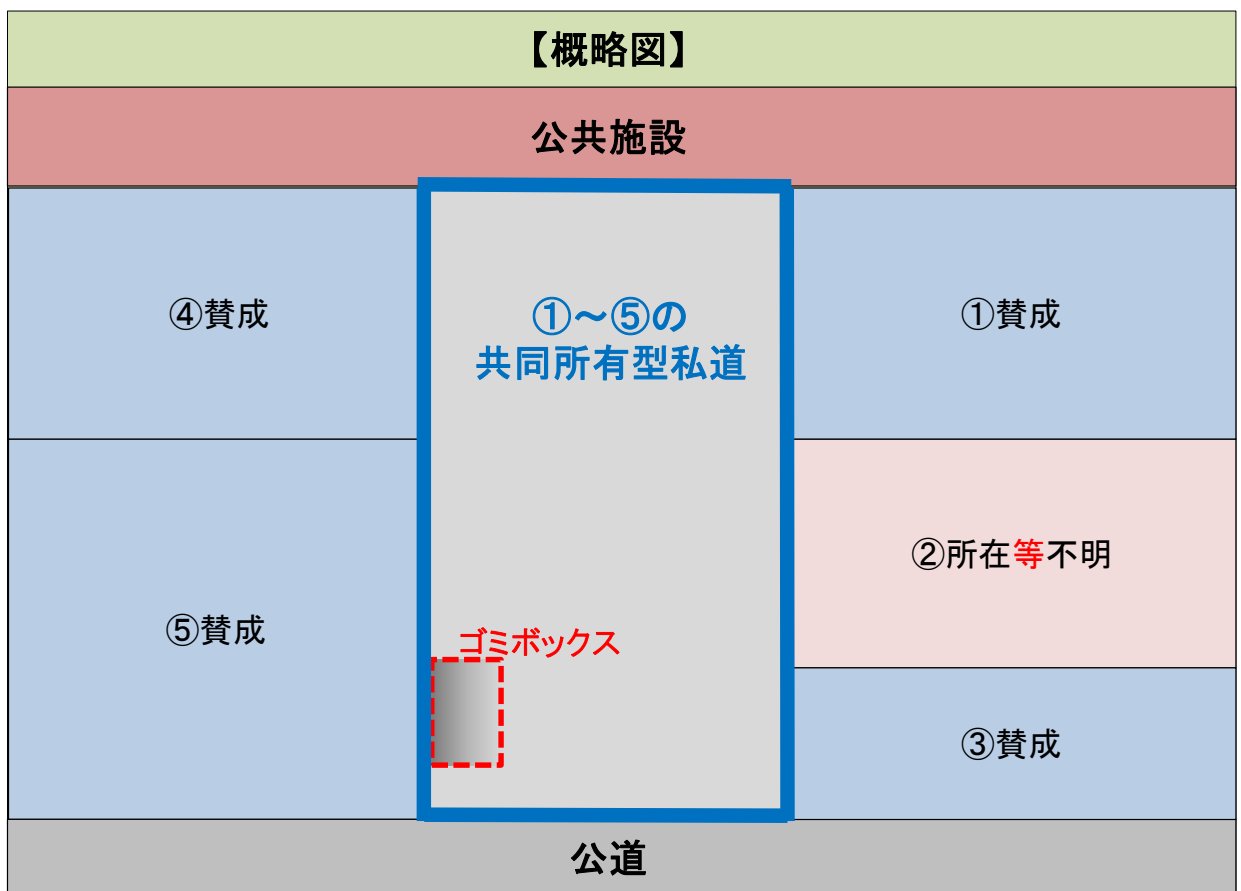
- ・平成10年築造(アスファルト舗装)
- ・延長20m, 幅6m
- ・ゴミ置き場での猫によるゴミの散乱が問題になっている

2. 権利関係等の概要

- ・一筆の私道(下図青枠内)を①～⑤が共有(共有持分は各5分の1, ②は所在等不明)
- ・ゴミボックスは, ①, ③～⑤が加入している自治会の所有
- ・①, ③～⑤は, 自治会からゴミボックスを借り受けて共同所有型私道上に設置

3. 工事の概要

- ・工事の実施主体は①, ③～⑤
- ・ゴミステーションにステンレス製のゴミボックスを設置
- ・ゴミボックスの大きさは, 縦2m×横2m×高さ1m
- ・ゴミボックスは路面を変形させるものではないが, 重量が約50kgあり, 動かすのは容易でない



1 事例 3 1 ゴミボックスの新設事例

2 事例のポイント

- 3 ○ 共有私道上に大型のゴミボックスを設置する。
- 4 ○ ゴミボックスは、①、③～⑤の共有者が加入している自治会の所有であるが、
- 5 ①、③～⑤の共有者が自治会からゴミボックスを借り受けて、私道の通行の妨げ
- 6 にならない位置に設置する。
- 7 ○ ゴミボックスの設置主体は、①、③～⑤の共有者である。
- 8 ○ ゴミボックスは路面に固定するわけではないが、重量が 50 キログラムあり、動
- 9 かすのは容易ではない。

10

11 事例の検討

- 12 ○ ゴミボックスを路面に固定しない方法により私道上に設置することは、私道を
- 13 どのように利用するかという利用方法に関する事項であるため、一般的には、共
- 14 有物の管理に関する事項に当たる（現行民法第 252 条本文、新民法第 252 条第 1
- 15 項）。

16 したがって、過半数の持分を有する共有者の同意により、共有私道の利用方法

17 を決することができるから、②以外の共有者の同意に基づいて、ゴミボックスを

18 設置することができるものと考えられる。

- 19 ○ もっとも、ゴミボックスの設置場所によっては、宅地からの出入りや公道への
- 20 車による出入りが困難になる等、共有者の一部の者の共有私道の利用を妨げる等
- 21 の影響を及ぼすことがあり得る。新民法の下では、ゴミボックスの設置について
- 22 共有者の持分の過半数で決することによって共有私道を使用する共有者に特別
- 23 の影響を及ぼす場合には、その共有者の承諾を得なければならないことになる
- 24 （新民法第 252 条第 3 項）。現行民法の下においても、トラブルの発生を防止す
- 25 るために、設置位置については可能な限り共有者間で協議を行い、少なくとも、
- 26 居宅前にゴミボックスを設置される共有者の同意を得る等十分に配慮すること
- 27 が望ましい。

- 28 ○ なお、相互持合型私道の場合には、ゴミボックスを設置する土地の所有者の同
- 29 意を得る必要がある。この場合、②以外の所有者は、②の所有者について不在者
- 30 財産管理人等の選任申立てを行うか、又は②の所有者の所有に係る通路部分の土
- 31 地について所有者不明土地管理命令の申立てを行い、選任された管理人から②の
- 32 所有者が通路として提供している部分にゴミボックスを設置することについて
- 33 の同意を得ることにより、ゴミボックスを設置することができると考えられる。

34

事例32 樹木の伐採事例(共同所有型)

- 共同所有型私道上に生育している樹木(イチヨウ)を伐採したいが、共有者の一部が所在等不明であり、伐採の同意が得られない事例

1. 私道の概要

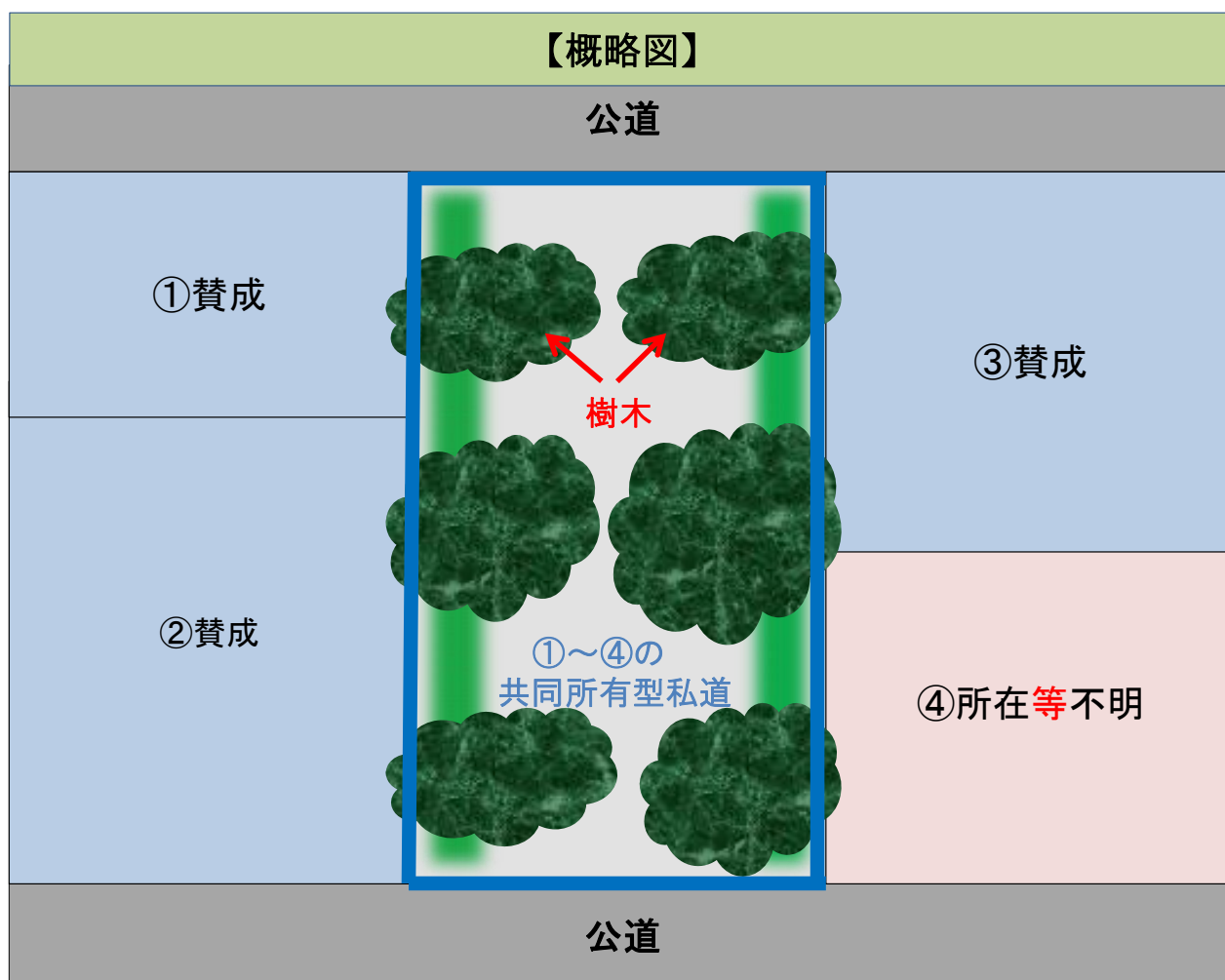
- ・昭和60年私道築造
- ・延長20m, 幅6m(両脇1mに植え込みがあり, 中央はアスファルト舗装)
- ・私道内の植え込みには樹木が6本生育している(いずれも①～④の共有。共有持分は各4分の1)が, 巨木化し, 私道の通行の妨げとなっている。

2. 権利関係等の概要

- ・1筆の私道(下図青枠内)を①～④が共有(共有持分は各4分の1, ④は所在等不明)

3. 工事等の概要

- ・工事の実施主体は①～③
- ・専門業者に委託して樹木を根元から伐採し, 廃棄処分してもらう。



1 事例 3 2 樹木の伐採事例（共同所有型）

2 事例のポイント

- 3 ○ 私道の両端に植込みがある。
- 4 ○ 私道の植込み部分に、樹木が生育している。
- 5 ○ 樹木は、①～④の共有者の共有物である。
- 6 ○ 樹木が巨木化し、通行の妨げとなっているほか、枯葉の処理や剪定などの樹木
- 7 の維持・管理が大変なため、私道に生育している樹木を全て伐採する。
- 8 ○ 樹木の伐採の実施主体は、①～③の共有者である。

10 事例の検討

- 11 ○ 共有私道上に生育した樹木は、特段の合意がない限り、共有私道に付合する物
- 12 （民法第 242 条本文）であり、これを伐採する行為は、共有物である土地を物理
- 13 的に変更する行為であると考えられる。

14 そして、本事例において、通行の妨げとなっている樹木を伐採することは、私

15 道の通路としての形状又は効用に著しい変更を伴うものではないと考えられるか

16 ら、軽微変更（新民法第 252 条第 1 項）に該当し、共有者の持分の過半数で決す

17 ることができると考えられる。

18 ★ 樹木をそれ自体として見ると、伐採して廃棄することは処分行為であると

19 も考えられるが、ここでは、樹木は道路である土地に付合する物にすぎない

20 も物として、土地の変更行為として整理している。更に進んで、この土地の

21 道路としての形状・効用を全体として把握すれば、樹木の伐採により土地の

22 形状又は効用に著しい変更は伴わないとして、軽微変更と整理することはで

23 きないか。

- 25 ○ なお、上記のルールは、共有者の一部が所在等不明であるケースに限って適用
- 26 されるものではないため、例えば、本事例で④の所有者が所在等不明ではなく、
- 27 樹木の伐採に反対しているケースであっても、①～③の所有者（持分合計 4 分の
- 28 3）の同意があれば、樹木の伐採を行うことは可能であると考えられる。

- 29 ○ また、④の所有者が、その所在等が不明の場合又は樹木の伐採に対する賛否を
- 30 明らかにしない場合は、①～③の共有者は、所定の手続に従い、裁判所の裁判に
- 31 より、所在等不明又は賛否不明の共有者以外の共有者である①～③の共有者の持
- 32 分の過半数の決定により、樹木の伐採を行うことが可能である。

事例33 樹木の伐採事例(相互持合型)

○ 相互持合型私道上に生育している樹木(イチヨウ)を伐採したいが、所有者の一部が所在等不明であり、伐採の同意が得られない事例

1. 私道の概要

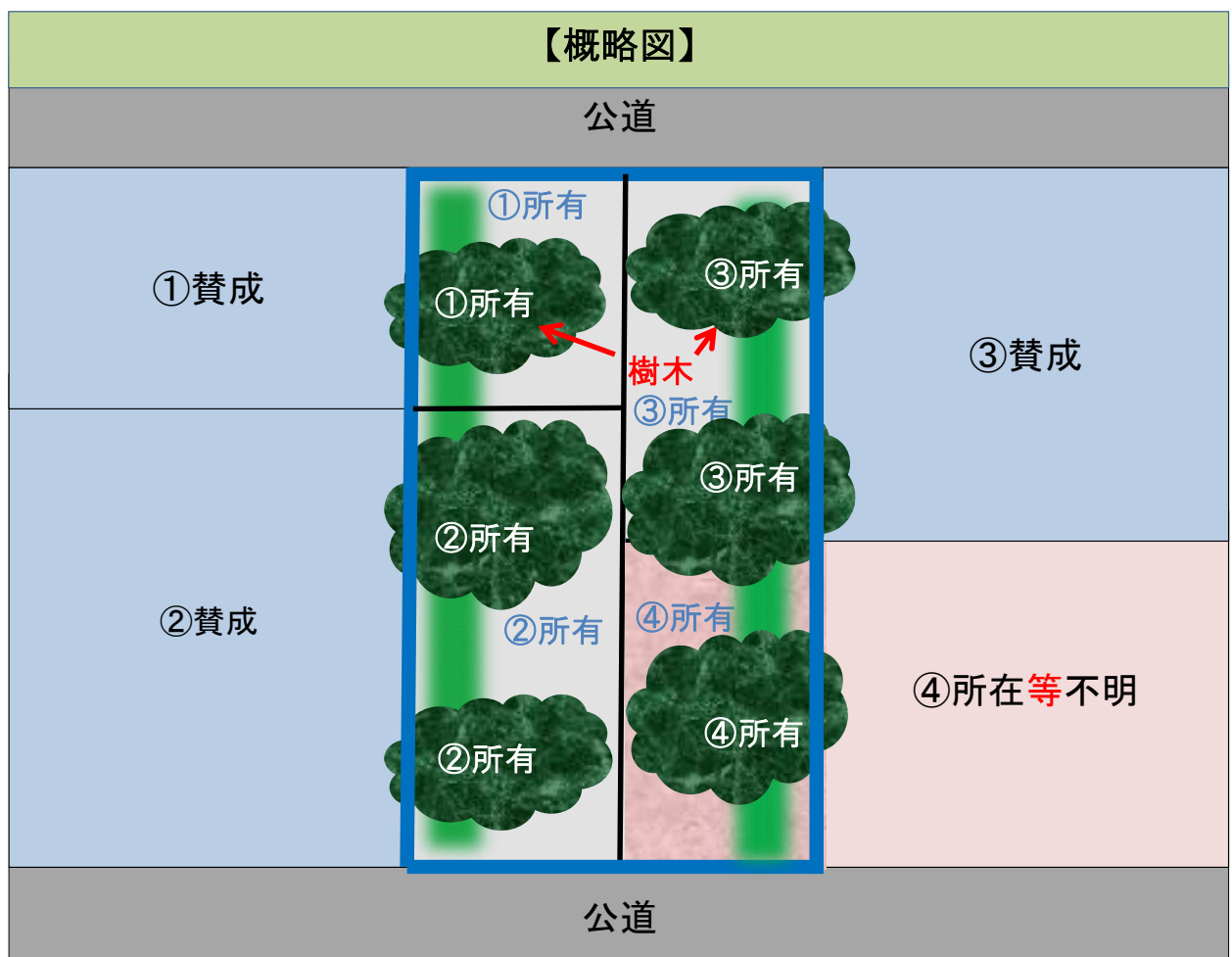
- ・昭和60年私道築造
- ・延長20m, 幅6m(両脇1mに植え込みがあり, 中央はアスファルト舗装)
- ・私道内の植え込みには樹木が6本生育している(下図のとおり, 各土地の所有者が各樹木を所有) が巨大化し, 私道の通行の妨げとなっている。

2. 権利関係等の概要

- ・4筆の土地で構成される私道(下図青枠内)を①～④が各1筆ずつ所有(④は所在等不明)

3. 工事等の概要

- ・工事の実施主体は①～③
- ・専門業者に委託して樹木を根元から伐採し, 廃棄処分してもらう。



1 事例 3 3 樹木の伐採事例（相互持合型）

2 事例のポイント

- 3 ○ 私道の両端に植込みがある。
- 4 ○ 私道の植込み部分に、樹木が生育している。
- 5 ○ 樹木は、生育している各土地に付合しており、当該各土地の所有者にそれぞれ
- 6 帰属している。
- 7 ○ 枯葉の処理や剪定などの樹木の維持・管理が大変なため、私道に生育している
- 8 樹木を全て伐採する。
- 9 ○ 樹木の伐採の実施主体は、①～③の所有者である。

10 事例の検討

- 11 ○ 相互持合型私道においては、特段の合意がない場合、それぞれの所有土地部分
- 12 を要役地とし、互いの所有地部分を他方の通行のための承役地とする地役権（民
- 13 法第 280 条）が黙示に設定されていることが多い。
- 14 ○ 地役権は、他人の土地を自己の便益に供する権利であり、要役地所有者（④の
- 15 所有者以外の所有者）は、地役権の目的に応じて、承役地（④の所有する私道敷
- 16 部分）を利用することができるが、通行を目的とする地役権の場合、承役地所有
- 17 者は、要役地所有者による通行を受忍すべき義務を負うにとどまる。
- 18 ○ 本事例において、相互持合型私道の他人が所有する土地部分に生育した樹木は、
- 19 当該土地の一部となるため、これを伐採する行為は、当該樹木に対する権限がな
- 20 い以上、当該土地の所有者（④）の承諾なく伐採することはできない。
- 21 ○ なお、①～③の所有者は、④の所有者が所有する土地について所有者不明土地
- 22 管理命令の申立てを行うか、④の所有者について不在者財産管理人等の選任申立
- 23 てを行い、選任された管理人から、樹木の伐採についての同意を得ることにより、
- 24 樹木を伐採することができると考えられる。

25
26
27
28

事例34 宅地からせり出している枝の伐採事例(共同所有型)

- 宅地の庭から共同所有型私道上にせり出した樹木の枝を伐採したいが、共有者の一部が所在等不明であり、伐採の同意が得られない事例

1. 私道の概要

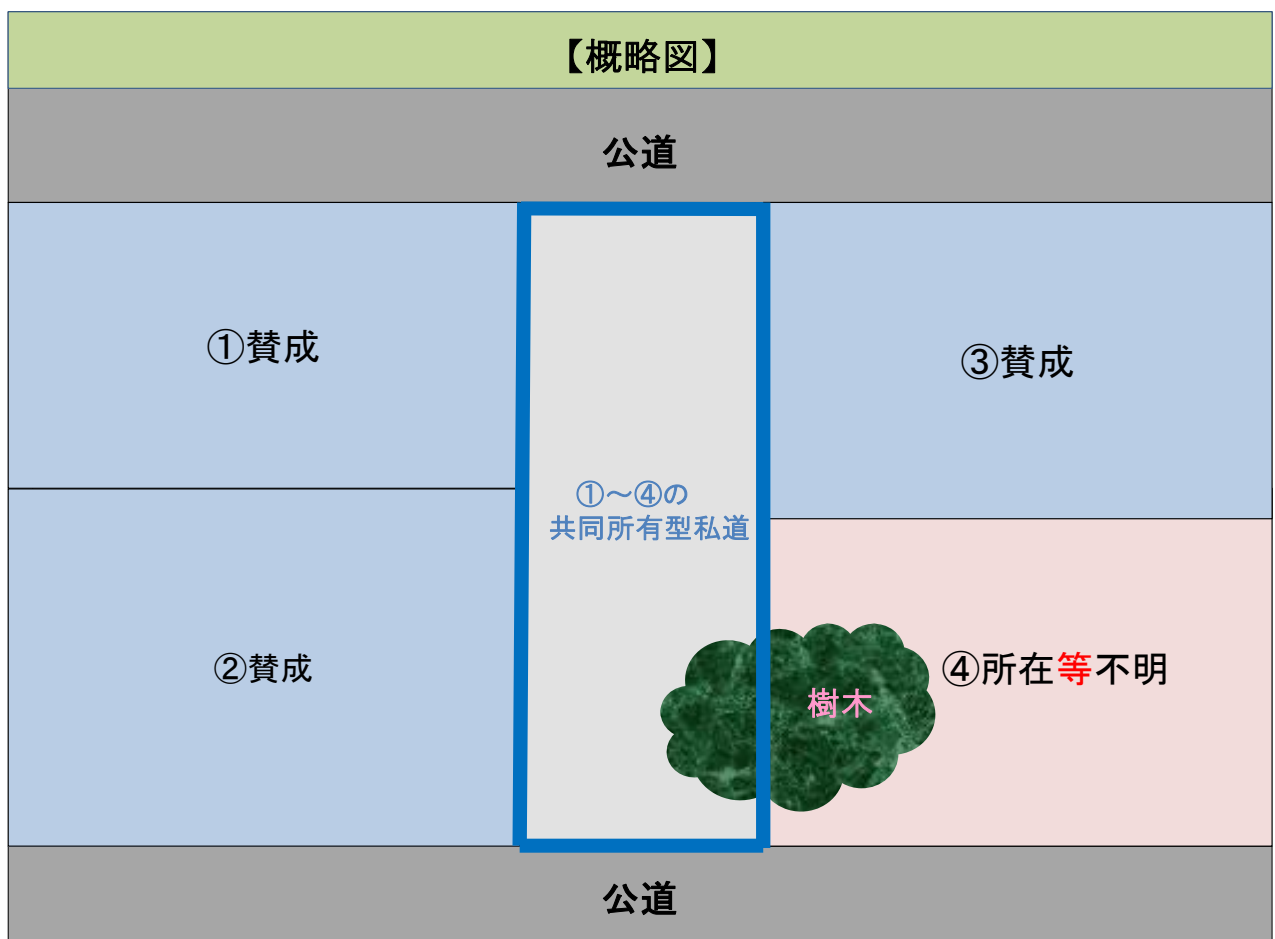
- ・昭和57年私道築造
- ・延長20m, 幅4m
- ・宅地(④所有)の庭に生育している樹木の枝が共同所有型私道にせり出し、通行に支障が生じている

2. 権利関係等の概要

- ・1筆の私道(下図青枠内)を①～④が共有(共有持分は各4分の1, ④は所在等不明)

3. 工事等の概要

- ・工事の実施主体は①～③
- ・専門業者に依頼して樹木の枝を伐採する



1

2

1 事例 3 4 宅地からせり出している枝の伐採事例(共同所有型)

2

3 事例のポイント

- 4 ○ 私道に隣接する宅地上に樹木が植えられている。
- 5 ○ 宅地に植えられている樹木の枝が隣接する私道との境界を越えて私道にせり出
- 6 しており、通行に支障が生じている。
- 7 ○ 樹木の枝の伐採の実施主体は、①～③の共有者である。

8

9 事例の検討

- 10 ○ 私道の所有者は、隣接する宅地上の樹木の枝が私道に侵入した場合には、樹木
- 11 の所有者に対し、民法第 233 条第 1 項又は物権的請求権（所有権に基づく妨害排
- 12 除請求権）に基づき、枝を切除するよう請求することができる。
- 13 もっとも、④は、私道に共有持分を有するため、①～③の共有者が④に対して
- 14 枝を切除するよう請求するためには、枝が境界線を越えることにより私道の通行
- 15 が妨げられる等の事情が存在する必要があると考えられる。
- 16 ○ 現行民法第 233 条第 1 項については、越境された土地の所有者は、竹木の所有
- 17 者に対して枝の切除を請求することができるにとどまり、自ら枝を切除すること
- 18 はできないと解されている。
- 19 そのため、隣地の所有者の所在が不明である場合には、隣地の所有者に対し、
- 20 枝の切除を求める訴訟を提起し、請求認容判決を得た上で、民事執行手続（竹木
- 21 所有者の費用負担で第三者に切除させる方法による。民事執行法第 171 条第 1 項
- 22 第 1 号）をとる必要があった。
- 23 ○ これに対し、新民法においては、前記コラム：新民法⑤のとおり、越境された
- 24 土地の所有者は、竹木の所有者を知ることができず、又はその所在を知ることが
- 25 できないときは、越境した枝を自ら切り取ることができるとされた（新民法第
- 26 233 条第 3 項）。
- 27 ④の所有者が所在等不明である場合には、この要件を満たすと考えられるため、
- 28 新民法においては、①～③の共有者は、自ら枝の伐採をすることが可能である（な
- 29 お、枝の切取りは、共同所有型共有私道の保存行為に当たるから、①～③の共有
- 30 者がそれぞれ単独で行うことができる（新民法第 252 条第 5 項。）。
- 31

事例35 宅地からせり出している枝の伐採事例(相互持合型)

- 宅地の庭から相互持合型私道上にせり出した樹木の枝を伐採したいが、所有者の一部が所在等不明であり、伐採の同意が得られない事例

1. 私道の概要

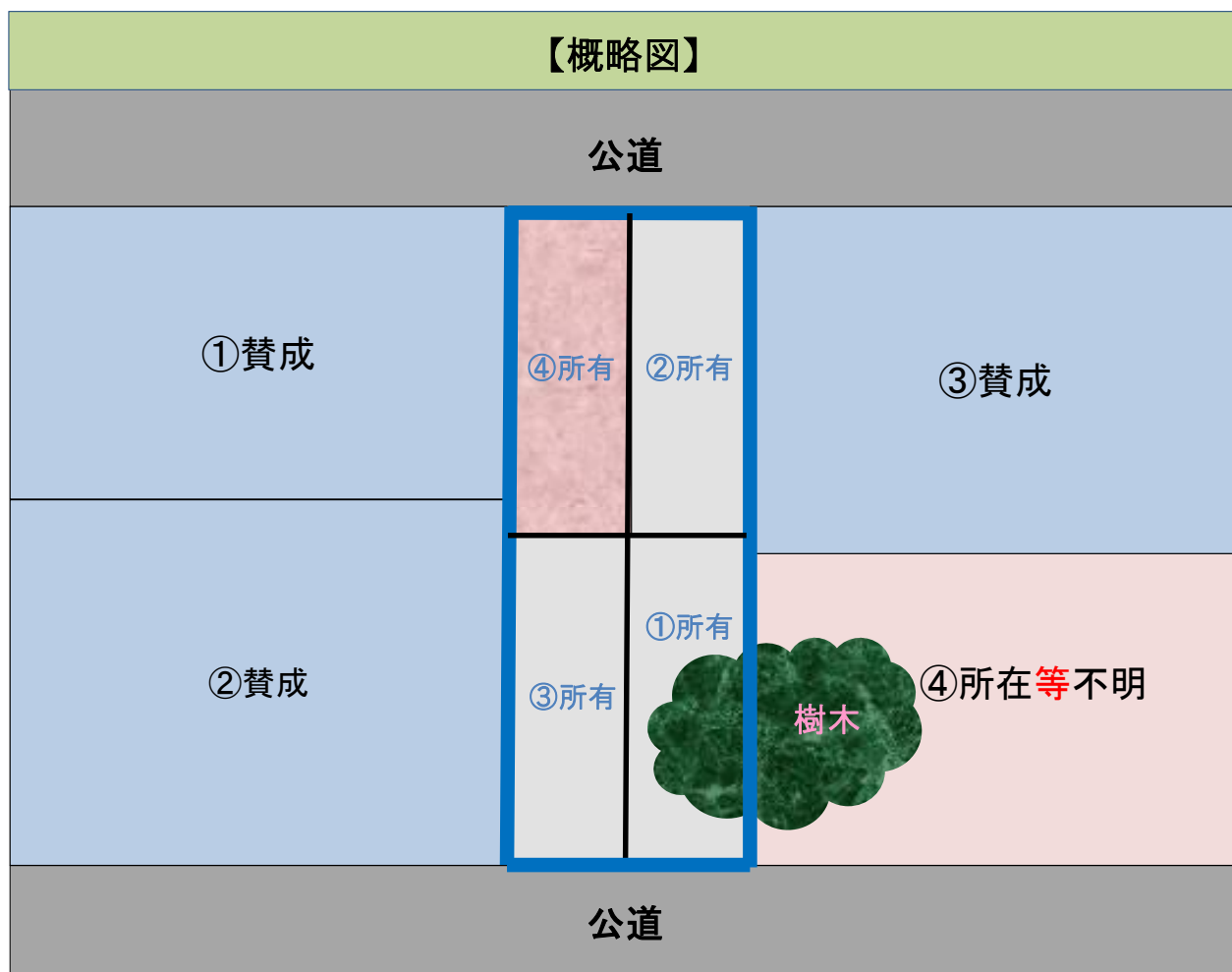
- ・昭和57年私道築造
- ・延長20m, 幅4m
- ・宅地(④所有)の庭に生育している樹木の枝が相互持合型私道にせり出し、通行に支障が生じている

2. 権利関係等の概要

- ・4筆の土地で構成される私道(下図青枠内)を①～④が各1筆ずつ所有(④は所在等不明)

3. 工事等の概要

- ・工事の実施主体は①
- ・専門業者に依頼して樹木の枝を伐採する



1 事例35 宅地からせり出している枝の伐採事例（相互持合型）

2

3 **事例のポイント**

- 4 ○ 私道に隣接する宅地上に樹木が植えられている。
- 5 ○ 宅地に植えられている樹木の枝が隣接する私道との境界を越えて私道にせり出
- 6 しており、通行に支障が生じている。
- 7 ○ 樹木の枝の伐採の実施主体は、①の所有者である。

8

9 **事例の検討**

- 10 ○ 私道の所有者は、隣接する宅地上の樹木の枝が私道に侵入した場合には、樹木
- 11 の所有者に対し、民法第233条第1項又は物権的請求権（所有権に基づく妨害排
- 12 除請求権）に基づき、枝を切除するよう請求することができる。
- 13 ○ 現行民法第233条第1項については、越境された土地の所有者は、竹木の所有
- 14 者に対して枝の切除を請求することができるにとどまり、自ら枝を切除すること
- 15 はできないと解されている。
- 16 そのため、隣地の所有者の所在が不明である場合には、隣地の所有者に対し、
- 17 枝の切除を求める訴訟を提起し、請求認容判決を得た上で、民事執行手続（竹木
- 18 所有者の費用負担で第三者に切除させる方法による。民事執行法第171条第1項
- 19 第1号）をとる必要があった。
- 20 ○ これに対し、新民法においては、前記コラム：新民法⑤のとおり、越境された
- 21 土地の所有者は、竹木の所有者を知ることができず、又はその所在を知ることが
- 22 できないときは、越境した枝を自ら切り取ることができるとされた（新民法第
- 23 233条第3項）。
- 24 ④の所有者が所在等不明である場合には、この要件を満たすと考えられるため、
- 25 新民法においては、①の所有者は、自ら枝の伐採をすることが可能である。

26

第4章 今後に向けて【P】

以上に検討してきたとおり、共有私道については、民法のみならず、ライフラインに関する各種行政法制の規律が適用され、法律関係が複雑になることが多いが、本ガイドラインでは、実際に問題となることが多い事案につき、その代表例を幅広く取り上げ、民事基本法制の観点を中心に、可能な限り法律関係を明らかにすることに努めた。

これにより、特に所有者（共有者）の一部が所在等不明である共有私道の工事を実施するに際し、所在等不明者の同意がなくてもその他の所有者の同意を得れば足りるか、また、全ての所有者の同意を得なければならないとしても、財産管理制度や区分所有法の団地管理組合制度を始めとして、どのような方法をとれば対応することが可能になるのかが、相当程度明らかになったものと考えられる。本ガイドラインを参考に、共有私道の整備が円滑に進められることが望まれる。

他方、共有私道に関連するものに限らず、共有地の保存・管理、財産管理制度の在り方等の所有者不明土地問題に関わる民事基本法制上の諸課題については、今後、土地法制の在り方との関係も踏まえながら、更に検討を深めていく必要がある。

政府においては、共有私道に関する法律関係についての本研究会の詳細な検討の結果を踏まえ、関係省庁が連携して、迅速かつ適正な対策を講じていくことが望まれる。

1 参考文献目録【P】

2

3 1 民法関係

4 秋山靖浩，伊藤栄寿ほか「物権法」（日本評論社，平成27年）

5 内田貴「民法Ⅰ 総論・物権総論 第4版」（平成20年，東京大学出版会）

6 梅謙次郎「民法要義 卷之二 物権編」（有斐閣，明治29年）

7 遠藤浩＝鎌田薫編「基本法コンメンタール 物権 第5版 新条文対照補訂版」（日
8 本評論社，平成17年）

9 近江幸治「民法講義Ⅱ 物権法 第3版」（成文堂，平成18年）

10 川井健「民法概論2 物権 第2版」（有斐閣，平成17年）

11 川島武宜「民法Ⅰ 総論・物権」（有斐閣，昭和35年）

12 川島武宜＝川井健編「新版注釈民法（7）物権(2)」（有斐閣，平成19年）

13 佐久間毅「民法の基礎2 物権」（有斐閣，平成18年）

14 末弘厳太郎「物権法 上巻」（有斐閣，大正10年）

15 鈴木禄弥「物権法 5訂版」（創文社，平成19年）

16 谷口知平＝石田喜久夫編「新版注釈民法(1)総則(1)」（有斐閣，平成14年）

17 谷口知平＝久貴忠彦編「新版注釈民法（27）相続(2)」（有斐閣，平成25年）

18 富井政章「民法原論第二巻物権」（有斐閣，明治39年）

19 中島玉吉「民法釈義 卷之二 物権編 上」（金刺芳流堂，大正4年）

20 能見善久＝加藤新太郎編「論点体系 判例民法2 物権」（第一法規，平成21年）

21 林良平「物権法」（青林書院，昭和61年）

22 舟橋諄一「物権法」（有斐閣，昭和35年）

23 星野英一「民法概論2 物権・担保物権」（良書普及会，平成6年）

24 法典調査会民法議事速記録（学術振興会）

25 松岡久和「物権法」（成文堂，平成29年）

26 山野目章夫「物権法 第5版」（日本評論社，平成24年）

27 我妻栄（有泉亨補訂）「新訂物権法（民法講義Ⅱ）」（岩波書店，昭和58年）

28 我妻栄ほか「我妻・有泉コンメンタール民法 総則・物権・債権 第4版」（日本評
29 論社，平成28年）

30

31 2 区分所有法関係

32 稻本洋之助＝鎌野邦樹「コンメンタールマンション区分所有法 第3版」（日本評論
33 社，平成27年）

34 濱崎恭生「建物区分所有法の改正」（法曹会，平成元年）

35 渡辺晋「最新 区分所有法の解説 6訂版」（住宅新報社，平成27年）

36

- 1 3 家事事件手続法関係
- 2 金子修編著「一問一答 家事事件手続法」(商事法務, 平成24年)
- 3 金子修編著「逐条解説 家事事件手続法」(商事法務, 平成25年)
- 4 裁判所職員総合研修所監修「家事事件手続法下における書記官事務の運用に関する
- 5 実証的研究―別表第一事件を中心に―」(司法協会, 平成29年)
- 6 司法研修所編「財産管理人選任等事件の実務上の諸問題」(法曹会, 平成15年)
- 7
- 8 4 共有私道に関する法律関係
- 9 安藤一郎「新版相隣関係・地役権」(ぎょうせい, 平成3年)
- 10 安藤一郎「私道・境界(現代裁判法系5)」(新日本法規出版, 平成10年)
- 11 安藤一郎「よくわかる私道のトラブルQ&A」(三省堂, 平成19年)
- 12 安藤一郎「境界・私道の法律相談Q&A」(信山社, 平成24年)
- 13 安藤一郎「私道の法律問題 第6版」(三省堂, 平成25年)
- 14 岡本詔治「通行権裁判の現代的課題」(信山社, 平成22年)
- 15 埼玉弁護士会編「共有をめぐる法律と実務」(ぎょうせい, 平成13年)
- 16 埼玉弁護士会編「相隣関係をめぐる法律と実務」(ぎょうせい, 平成23年)
- 17 沢井裕, 出水順ほか「道路・隣地通行の法律紛争」(有斐閣, 昭和57年)
- 18 塩崎勤=安藤一郎編「相隣関係訴訟(裁判実務大系24)」(青林書院, 平成5年)
- 19 末光祐一「Q&A 道路・通路に関する法律と実務 登記・接道・通行権・都市計
- 20 画」(日本加除出版, 平成27年)
- 21 末光祐一「Q&A 隣地・隣家に関する法律と実務 相隣・建築・私道・時効・筆
- 22 界・空き家」(日本加除出版, 平成28年)
- 23 平松弘光「地下利用権概論」(公人社, 平成7年)
- 24 三平聡史「共有不動産の紛争解決の実務」(民事法研究会, 平成29年)
- 25 宮崎裕二「Q&A 重要裁判例にみる私道と通行権の法律トラブル解決法」(プログレ
- 26 ス, 平成28年)
- 27
- 28 5 その他行政法規
- 29 下水道法令研究会「逐条解説下水道法 第4次改訂版」(ぎょうせい, 平成28年)
- 30 水道法制研究会著「水道法逐条解説 第4版」(日本水道協会, 平成27年)
- 31 経済委産業調査会「電気事業法の解説」(平成14年)
- 32 経済産業省商務流通保安グループ「電気設備に関する技術基準を定める省令の解説」
- 33 (平成28年)
- 34 経済産業省商務流通保安グループ「ガス工作物定期自主検査要領」(平成29年) 社
- 35 団法人日本ガス協会供給約款ワーキンググループ「標準一般ガス供給約款の解説」
- 36 (平成15年)
- 37 ガス事業法の解説(ぎょうせい, 平成17年)

- 1 東京瓦斯株式会社「小売供給約款」(平成28年)
- 2 東京瓦斯株式会社「小売託送供給約款」(平成29年)
- 3 東京瓦斯株式会社「ガス工事約款」(平成29年)
- 4 中部電力株式会社「ガス基本契約要綱」(平成29年)
- 5
- 6 6 所有者不明土地問題関係
- 7 所有者の所在の把握が難しい土地への対応方策に関する検討会「所有者の所在の把
- 8 握が難しい土地に関する探索・利活用のためのガイドライン(第2版)」(平成29
- 9 年)
- 10 東京弁護士会法友会編「所有者不明の土地取得の手引 売買・相続・登記手続」(青
- 11 林書院, 平成29年)
- 12

共有私道の保存・管理等に関する事例研究会

座長	慶應義塾大学大学院法務研究科教授	松尾	弘
委員	早稲田大学大学院法務研究科教授	秋山	靖浩
	上智大学法学部教授	伊藤	栄寿
	神戸大学大学院法学研究科教授	角松	生史
	司法書士	白井	聖記
	東京大学大学院法学政治学研究科教授	水津	太郎
	弁護士	野村	裕
	土地家屋調査士	柳澤	尚幸